昭和五十七年政令第十号

定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)附則第五条第三項の規善船舶のトン数の測度に関する法律附則第五条第三項の経過措置を定める政令

- 国際航海に従事する長さ二十四メートル以上の現存船(船舶のトン数の測度に関する法律(以上の規定により行われた当該特定修繕に伴う積量の測度又は改測の申請又は嘱託とみなす。 大十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約(以下「条約」という。)第十七条(1)の規 大十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約(以下「条約」という。)第十七条(1)の規 大十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約(以下「条約」という。)第十七条(1)の規 大十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約(以下「条約」という。)第十七条(1)の規 大十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約(以下「条約」という。)第十七条(1)の規 大十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約(以下「条約」という。)第十七条(1)の規 大十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約(以下「条約」という。)第十七条(1)の規 大十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約(以下「条約」という。)第十七条(1)の規 大十九年の船舶のトン数の測度に関する法律(以 国際航海に従事する長さ二十四メートル以上の現存船(船舶のトン数の測度に関する法律(以
- 第七条の規定により行われている総トン数の標示とみなす。 第七条の規定により行われている総トン数の測度若しくは改測の申請若しくは嘱託又は新船舶法第九条の規定により現に行われている積量の標示は、それぞれ新船舶法第四条若しくは第九条の規定により現に行われている積量の測度若しくは改測の申請若しくは嘱託又は新船舶法第七条の規定により現に行われている積量の測度若しくは改測の申請若しくは嘱託又は新船舶法第一条の規定により現定により現定により現存者とは、これらの日において法附則第五条第二項の規定により満分替えて適用される新船舶法第四条規定による測度を受ける日又は経過日までの間において特定修繕が行われていないものについて規定による測度を受ける日又は経過日までの間において特定修繕が行われていないものについて、国際航海に従事する長さ二十四メートル以上の現存船であつて、法の施行後法第八条第二項の2 国際航海に従事する長さ二十四メートル以上の現存船であつて、法の施行後法第八条第二項の
- 罰則の適用については、なお従前の例による。測日又は法第八条第二項の規定による測度を受ける日のいずれか早い日)前にした行為に対する行われた船舶又は国際トン数証書の交付を受ける船舶については、法附則第三条第一項の当初改国際航海に従事する長さ二十四メートル以上の現存船に関し、経過日(その日前に特定修繕が

陈

3

この政令は、法の施行の日(昭和五十七年七月十八日)から施行する。